

郡上市医療職員修学資金貸付について（概要）

貸付対象者

医学・保健師・助産師・看護師・薬剤師の養成施設に在籍し専攻し、将来郡上市内の市立の医療機関に勤務しようとする方が対象となります

修学資金の支給額、支給範囲及び貸付期間

医学を専攻する場合の支給額は別に協議しますが、その他の修学資金は、月額5万円となります。貸付期間は、貸付決定の日から卒業する日の属する月までです。

利 息 無利息

貸付申請 申請書に、履歴書・在学証明書・戸籍謄本・健康診断書・成績証明書を添付

※成績証明書（養成施設の1年生に在学する者は、卒業した高等学校又は養成施設の成績証明書）

貸付決定 申請書を出していただき、審査の結果認められた場合のみ決定となります。

返 還 修学資金の貸付けを受けた方は、卒業後に市職員として受ける給与から、毎月返還となります。

返還免除 次に該当するときは、貸し付けた修学資金の返還を免除されます。

- 免許を取得した後、遅滞なく医療職員の業務を開始し、修学資金の貸付期間の
1. 5倍に相当する期間、医療職員の業務に従事したとき。

問い合わせ先 郡上市民病院 事務局総務課

電話 0575-65-4140